

# 子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

全体

最終更新日 2025/5/2

No.	更新日
1 全体:キャンペーンの他事業	
問	「子育てグリーン住宅支援事業」と「先進的窓リノベ2025事業」の違いはなんですか
回答	子育てグリーン住宅支援事業は、「GX志向型住宅」、「長期優良住宅」又は「ZEH水準住宅」に該当する「住宅の新築」や、省エネ化を含む幅広い「住宅のリフォーム」を対象にした事業です。従って、断熱性能の高い窓の新設や交換も補助対象になります。先進的窓リノベ2025事業は、先進的な窓の断熱改修に特化した事業で、求める性能と補助額が高いことが特徴です。どちらの事業も、住宅省エネ2025キャンペーンの構成事業ですが、補助対象となる製品等の要件が異なりますので、それぞれの事業のホームページで公表される情報をよくご確認ください。
	2025/02/26
2 全体:キャンペーンの他事業	
問	「子育てグリーン住宅支援事業」と「給湯省エネ2025事業」の違いはなんですか
回答	子育てグリーン住宅支援事業は、「GX志向型住宅」、「長期優良住宅」又は「ZEH水準住宅」に該当する「住宅の新築」や、省エネ化を含む幅広い「住宅のリフォーム」を対象にした事業です。従って、給湯器（エコキュート、ハイブリッド給湯機等）の新設や交換も補助対象になります。給湯省エネ2025事業は、給湯器のうち、特に省エネ効果が高い製品に特化した事業で、求める性能と補助額が高いことが特徴です。どちらの事業も、住宅省エネ2025キャンペーンの構成事業ですが、補助対象となる製品や着工の時期等の要件が異なりますので、それぞれの事業のホームページで公表される情報をよくご確認ください。
	2025/02/26
3 全体:キャンペーンの他事業	
問	「子育てグリーン住宅支援事業」と「賃貸集合給湯省エネ2025事業」の違いはなんですか
回答	子育てグリーン住宅支援事業は、「GX志向型住宅」、「長期優良住宅」又は「ZEH水準住宅」に該当する「住宅の新築」や、省エネ化を含む幅広い「住宅のリフォーム」を対象にした事業です。従って、給湯器（エコジョーズ、エコフィール等）の新設や交換も補助対象になります。賃貸集合給湯省エネ2025事業は、既存の賃貸集合住宅に特化して従来型給湯器から小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ/エコフィール）への交換に補助を行う事業で、求める性能と補助額が高いことが特徴です。どちらの事業も、住宅省エネ2025キャンペーンの構成事業ですが、住宅や工事、補助対象となる製品の要件が異なりますので、それぞれの事業のホームページで公表される情報をよくご確認ください。
	2025/02/26
4 全体:過去事業	
問	「子育てグリーン住宅支援事業」（本事業）と「子育てエコホーム支援事業」（過去事業）の違いはなんですか
回答	本事業も2024年に実施された子育てエコホーム支援事業に引き続き、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、既存住宅について省エネ改修等への支援を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現を図る事業です。本事業は、2025年4月から住宅における省エネ基準が義務化される時期に入ることを踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを加速化することを目的として、対象や要件、補助額の見直しを行いました。新築住宅では、子育て世帯・若者夫婦世帯が取得する「長期優良住宅」や「ZEH水準住宅」の補助額の見直しを行い、新たにすべての世帯を対象とした「GX志向型住宅」や、賃貸住宅の建築が補助対象に追加されました。リフォームは、引き続き、すべての世帯（法人を含む）が行う省エネ化を含む幅広いリフォームへの補助に変わりはありませんが、各工事の補助額の見直しを行いました。また、必須工事を2種類以上行うことの要件を追加しています。詳しくは、本事業のホームページをご確認ください。
	2025/02/26
5 全体:予算	
問	国において措置されている予算に相当する額の交付申請がなされた場合、期限前でも受付を締め切る可能性はありますか
回答	交付申請の累計額が予算額に達した時点で、交付申請（予約含む）の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて、各事業それぞれ公表します。
	2025/02/26
6 全体:交付申請	
問	誰が申請手続きを行いますか
回答	本事業は、事務局に登録された住宅省エネ支援事業者（住宅事業者）の申請手続きに基づき補助を行う事業です。住宅取得者等は、契約を締結した事業者を通じて本補助金の還元を受けます。
	2025/02/26
7 全体:交付申請	
問	一般消費者が登録や申請を行うことはできますか
回答	できません。
	2025/02/26
8 全体:交付申請	
問	交付申請に費用はかかりますか
回答	事務局が交付申請費用を請求することはありません。ただし、申請に必要な証明書類の準備等について、それぞれの書類の発行主体に対して支払う費用などの負担が想定されます。
	2025/02/26
9 全体:交付申請	
問	交付申請の手続きについて、事業者等が消費者へ手数料を請求してもよいですか
回答	本事業において、事業者と消費者間の手数料について特に定めはありません。ただし、手数料を設定する場合、事業者は消費者に対して金額や内容について事前によく説明し、両方で合意を行ってください。なお、手数料の有無や金額、内容について、共同事業実施規約に記載いただきます。
	2025/02/26 2025/03/31
10 全体:補助金	
問	還元方法を「現金で支払う方法」にした場合、方法に指定はありますか（銀行振込や、事業者の独自ポイントでもよいですか）
回答	還元方法「現金で支払う方法」は、銀行振込を利用することをお勧めします。振込手数料の負担は双方で協議してください。なお、事業者の独自ポイントは現金にあたらなため、還元方法として指定できません。
	2025/02/26
11 全体:補助金	
問	交付された補助金は、課税対象になりますか
回答	個人が補助金の交付を受けた場合、補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です。ただし、本補助金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第42条第1項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、所定の手続きにより所得の算入から除外できる場合があります。また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要があります。詳しくは、税務署等にご確認ください。法人が補助金の交付を受けた場合、収入に該当しますが、圧縮記帳の対象にできる場合があります。詳しくは税務署や税理士にご確認ください。
	2025/02/26

No.		更新日
12	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約の締結前に工事を行ってもよいですか	
回答	構いません。 補助金が契約金額や契約の締結に影響を与える場合もあることから、補助の対象となる契約と同時に締結することを推奨しています。 ただし、すでに工事請負契約を締結している場合は、交付申請（予約を含む）の提出までに締結を行っていただければ構いません。	2025/03/31
13	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約において、乙（共同事業者）の押印はどの判子を押す必要がありますか（自署でよいですか）	
回答	乙（共同事業者）が法人の場合など、押印が必要となる場合は、補助の対象となる契約と同じ印鑑を押してください。 なお、乙が個人であり、本人が自署する場合は、押印不要です。	2025/03/31
14	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約において、甲（補助事業者）の押印はどの判子を押す必要がありますか（個人事業主の場合、自署でよいですか）	
回答	甲（補助事業者）は、押印が必要です。 法人の場合は、契約書の締結者と同じ者が記名し社印を押印してください。法人としての締結に個人印は認められません。 個人事業主の場合、実印（事業者登録申請書と同じ印）を押印してください。	2025/03/31
15	全体:共同事業実施規約	
問	補助の対象となる契約の締結と、共同事業実施規約の締結のタイミングが異なったため、契約書を締結した際の法人の代表者と、共同事業実施規約を締結した際の法人の代表者が異なりますがよいですか	
回答	差し支えありません。 補助の対象となる契約を締結できる役職者が締結してください。	2025/03/31
16	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約について、条項の追加や編集を行ってもよいですか	
回答	指定様式の変更（編集）はできません。 追加等の必要がある場合は、別途、覚書等を作成し締結してください。	2025/03/31
17	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約に誤記入した場合、訂正印を利用して修正してもよいですか	
回答	訂正する場合、該当の訂正箇所について必ず事業者・共同事業者双方で合意した上で、訂正ください。 なお、必ずしも訂正印は必要ありませんが、双方で合意した書類（同じ内容のもの）を、それぞれ保管する必要があります。	2025/03/31 2025/05/02
18	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約の「手数料」とは何について記載すればよいのですか	
回答	申請手続きにおいて、補助事業者が共同事業者へ手数料として請求する内容について、両者で協議し合意した内容を記載してください。 なお、トラブルを避けるために予め手数料について確認、記載を求めるもので、手数料を設定することを推奨しているものではありません。	2025/03/31 2025/05/02
19	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約の「手数料やその他諸経費」に含めていい費用とはなんですか	
回答	補助事業者が共同事業者へ手数料として請求する費用の他に、発生する経費（交付された補助金を共同事業者へ還元する際の振込手数料など）を共同事業者へ請求する場合は、当該費用を記載してください。 補助事業者は、共同事業者へ請求する金額や内容について事前によく説明し、両者で合意した内容を記載してください。	2025/03/31
20	全体:共同事業実施規約	
問	省エネ性能ラベルはどこから発行すればよいですか	
回答	建築物の省エネ性能ラベル 「（一社）住宅性能評価・表示協会」のHPに公開されている、 「省エネ性能ラベル等作成プログラム（自己評価）」から作成してください。 <a href="https://bels.hyokakyoukai.or.jp/self/calc">https://bels.hyokakyoukai.or.jp/self/calc</a>  省エネ性能ラベルの概要は、以下の内容をご確認ください。 建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度 <a href="https://www.mlit.go.jp/shoene-label/">https://www.mlit.go.jp/shoene-label/</a>	2025/03/31
21	全体:共同事業実施規約	
問	省エネ部位ラベルはどこから発行すればよいですか	
回答	既存住宅の省エネ部位ラベル 「（一社）住宅性能評価・表示協会」のHPに公開されている、 「省エネ部位ラベル作成プログラム」から作成してください。 <a href="https://shoenebui.label.hyokakyoukai.or.jp/">https://shoenebui.label.hyokakyoukai.or.jp/</a>  省エネ部位ラベルの概要は、以下の内容をご確認ください。 建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度 <a href="https://www.mlit.go.jp/shoene-label/">https://www.mlit.go.jp/shoene-label/</a>	2025/03/31
22	全体:共同事業実施規約	
問	省エネ部位ラベルが発行できない場合はどうすればよいですか	
回答	リビング・ダイニング以外のその他居室の窓のみの改修を行った場合等、 省エネ部位ラベルの発行ができない場合は、配布の取り決めは不要です。 （省エネ部位ラベルの概要については、消費者へ正しく説明を行ってください）	2025/03/31
23	全体:共同事業実施規約	
問	施工業者である補助事業者は、販売・賃貸を行わないが省エネ性能ラベル等の発行が必要ですか	
回答	本事業の交付申請を行う場合は、補助事業者が共同事業者へ省エネ性能ラベル等の配布を取り決める必要があります。 2024年4月より、住宅を販売・賃貸する事業者に対し、「省エネ性能を表示することが努力義務となりました」。 省エネ改修等の補助を受けた住宅については、販売・賃貸の予定の有無にかかわらず、施工業者を含む補助事業者が省エネ性能ラベル等を発行してください。	2025/04/03

子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

全体

最終更新日 2025/5/2

No.		更新日
24	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 本事業で省エネ性能ラベル等の発行が必要なのはなぜですか</p> <p>回答 省エネ性能表示制度については、省エネ性能の高い建築物・住宅が選ばれる市場を整備することを目的としています。本キャンペーンでは、省エネ性能ラベル等を発行することで、一般消費者に対して住宅の省エネ性能についてより意識していただくとともに、補助金の交付を受けた住宅が将来、賃貸・売買される際に活用いただくためにご協力いただくものです。</p>	2025/04/03
25	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 省エネ性能ラベル等を配布する方法に指定はありますか（データでも良いか、印刷の大きさ等に指定はありますか）</p> <p>回答 指定はありません。ラベルの発行プログラムからは、PDFもしくはJPEGのデータで出力されます。補助事業者から共同事業者へ発行したラベルを渡す際は、データ、印刷物いずれでも構いません。配布方法、手段を含め、双方で取り決めてください。</p>	2025/04/03
26	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 共同事業者は配布された省エネ性能ラベル等を、住宅に掲示する必要がありますか</p> <p>回答 省エネ性能ラベル等は対象住宅を賃貸する際に行う入居者募集や売却する際に利用するものです。それ以外の時期は掲示の義務はありません。</p>	2025/04/03
27	<p>全体:補助金</p> <p>問 子育てグリーン住宅支援事業の新築住宅と、他の補助金との併用は可能ですか</p> <p>回答 住宅の取得や、住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。なお、新築に設置する太陽光発電設備と蓄電池システムについては、本事業の新築の補助の対象経費に含まれていない設備のため併用可能です。</p>	2025/04/03
28	<p>全体:補助金</p> <p>問 子育てグリーン住宅支援事業のリフォームと、他の補助金との併用は可能ですか</p> <p>回答 住宅（外構含む）のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、各事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合には、併用することができます。請負工事が別であることに加え、工期が別であることを併用可の要件とする補助制度もあります。本事業と一体的に行う本キャンペーンの4つの事業については、補助対象が重複しない場合は併用可能です。</p>	2025/04/03
29	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 リフォームの共同事業実施規約「補助金還元前の工事費用」に、記入する金額とはなんですか</p> <p>回答 リフォームの補助対象を含む、対象住宅に行う工事の費用について記入します。なお、以下についてご注意ください。                      ・消費税は含めない金額（税抜）を記入してください。                      ・補助金の還元方法が、工事代金の支払から差し引く場合、補助金額を含まない金額を記入してください。                      ・分離発注による工事で、代表事業者が交付申請を行う場合、当該代表事業者が行う工事の範囲で費用を記入してください。                      ・複数の住戸の工事について1本の契約を締結した場合であっても、交付申請（戸別）は住戸単位で行います。当該住戸に行う工事の費用を記入してください。                      ・複数の住棟の工事について1本の契約を締結した場合であっても、交付申請（一括）は住棟単位で行います。当該住棟に行う工事の費用を記入してください。</p>	2025/05/02
30	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 リフォームの共同事業実施規約「補助金還元前の工事費用」に、記入した金額が変更になった場合はどうしますか</p> <p>回答 共同事業者と確認した「補助金還元前の工事費用」が、工事の引渡しまでに変更になった場合は、変更後の金額に訂正を行ってください。訂正する場合、必ず事業者・共同事業者双方で合意した上で、訂正してください。なお、必ずしも訂正印は必要ありませんが、双方で合意した書類（同じ内容のもの）を、それぞれ保管する必要があります。</p>	2025/05/02
31	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 リフォームの共同事業実施規約「想定される補助金の額」に、記入する金額とはなんですか</p> <p>回答 対象住宅に行った工事により、交付が見込まれる補助金額を記入します。（補助金額は、住宅省エネポータルで交付申請を登録する過程で、概ね確認できます。）補助金額の決定は事務局の審査を経て決まることから、変更があった場合も訂正の必要はありません。なお、以下についてご注意ください。                      ・補助金に消費税はかかりません。                      ・分離発注による工事で、代表事業者が交付申請を行う場合であっても、交付申請を行う全体の工事に係る補助金額を記入してください。                      ・複数の住戸の工事について1本の契約を締結した場合であっても、交付申請（戸別）は住戸単位で行います。当該住戸に行う工事に基づく補助金額を記入してください。                      ・複数の住棟の工事について1本の契約を締結した場合であっても、交付申請（一括）は住棟単位で行います。当該住棟に行う工事に基づく補助金額を記入してください。</p>	2025/05/02
32	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 複数の住宅（住棟）をひとつの工事請負契約で締結している場合、リフォームの共同事業実施規約はどのように締結すればよいですか</p> <p>回答 本事業におけるリフォームの交付申請は、戸別申請は住宅（住戸）単位で、一括申請は住棟単位で行います。このことは、複数の住宅や、複数の住棟の工事について1本の契約を締結する場合も、例外ではありません。リフォームの共同事業実施規約は、交付申請ごと（申請する住宅、住棟ごと）に締結してください。</p>	2025/05/02